

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十九号

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号の表中ワの項を力の項とし、ヨの項をワの項とし、ルの項をヲの項とし、ヌの項をルの項とし、リの項をヌの項とし、チの項の次に次のように加える。

リ 令第七条第八号ロ又は第三十六条第八号ロに規定する資金（以下「医療又は介護を受けている期間中の生活資金」という。）	(1) 医療を受ける場合 医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証する書類 (2) 介護を受ける場合 介護を受ける期間を証する書類
--	---

第三条第一項第三号中「法第三十二条第二項に規定する寡婦又は法附則第六条第一項に規定する女子にあつては、令第三十四条第二項及び第三項の規定によつて計算した」を「申請者（保証人を立てる場合は、申請者及び保証人）の」に改める。
第六条第一号中「保証人及び連帯債務を負担する借主の連署した借用書（別記様式第十号）」を「別記様式第十号による借用書」に、同条第二号中「連帯債務を負担する借主の連署した借用書（別記様式第十一号）」を「別記様式第十一号による借用書」に改める。
第十六条中「又は修業資金」を「修業資金又は知識技能習得期間中の生活資金」に改める。

別記様式第一号 中 (裏面)

- 「 1 申請者、連帯借主及び連帯保証人の氏名欄は、必ず各々本人が直筆で署名し、押印してください。」を
「 1 申請者及び連帯借主（連帯保証人を立てる場合は、申請者、連帯借主及び連帯保証人）の氏名欄は、必ず各々本人が直筆で署名し、押印してください。」に
「 2 所得の額についての証明書（寡婦又は40歳以上の女子であつて児童を扶養していない者に係るものに限る。）」を
「 2 申請者（保証人を立てる場合は、申請者及び保証人）の所得の額についての証明書」に

「知識技能習得期間中の生活資金」書類	知識技能を習得中又は習得予定であることを証する書類及び修業先（予定の場合も含む。）の状況を証する書類
「知識技能習得期間中の生活資金」書類	(1) 医療を受ける場合 医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証する書類 (2) 介護を受ける場合 介護を受ける期間を証する書類

に

改める。

別記様式第九号注中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 連帯保証人の氏名欄は、連帯保証人を立てる場合に使用し、必ず連帯保証人が直筆で署名し、押印すること。

別記様式第十号中

「利	子	年	3パーセント
----	---	---	--------

「利	子		
----	---	--	--

改め、同様式注一中「及び「連帯保証人」の印の欄には、借主及び連帯保証人がそれぞれ」を「(連帯保証人を立てる場合は、「借主」及び「連帯保証人」)の印の欄には、」に改め、「市町村長の発行する」を直筆。

別記様式第十一号中

「利	子	年	5パーセント
----	---	---	--------

「利	子		
----	---	--	--

改め、同様式注一中「市町村長の発行する」を直筆。

別記様式第十三号注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 連帯保証人の氏名欄は、連帯保証人を立てる場合に使用し、必ず連帯保証人が直筆で署名し、押印すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。